

	火災	救急
福島市	72件	9,699件
飯坂署	9件	850件
東出張所	9件	1,095件

令和元年9月30日現在

飯坂消防 だより

編集・発行
福島市飯坂消防署
福島市飯坂町字銀杏6番地の13
電話 542-2986
FAX 542-6544
令和元年11月第175号

秋の福島市火災予防運動を実施します！



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、万が一火災が発生した場合にも被害を最小限にとどめ、高齢者を中心とする犠牲者の発生を減少させることを目的としています。

実施期間：令和元年11月9日(土)～11月15日(金)

防火標語：「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

主な行事

1 防火パレード

実施日時：令和元年11月8日(金) 10時00分～11時00分

実施場所：吾妻通り(置賜町地内)※雨天時福島駅東口広場

実施内容：飯坂恵泉幼稚園の園児による防火パレード

(協力機関：福島南ロータリークラブ、(一社)福島県消防設備協会)



防火パレードの様子

2 一般家庭防火指導

実施機関	飯坂消防署 福島市消防団第14分団(笹谷)	東出張所 福島市消防団第11分団(鎌田)
実施日時	11月9日(土)、10日(日) 9:00～11:00	11月10日(日)、17日(日) 9:00～11:00
実施場所	笹谷地区(中条町内会、北中條町内会)	鎌田地区(町鎌田町内会)
実施内容	消防署員と消防団員が一般家庭を訪問し、防火・防災指導を実施します。	

「救急車の適正利用について」

近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。

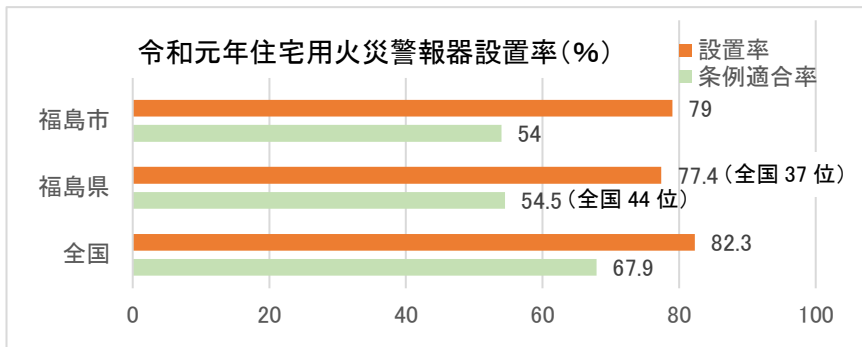
また、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症というのが現状です。

救急車や救急医療は限りある資源です。皆さんで上手に利用し、救急医療を安心して利用することのできる社会を目指していきましょう。



取り付けましたか？命を守る住宅用火災警報器！

消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率について調査し、令和元年6月1日時点での調査結果が総務省消防庁より発表されました。



※設置率＝市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合
 ※条例適合率＝市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合

【住宅用火災警報器なんでも相談窓口】開設中！

- ・購入先、取り付け箇所などのご相談
- ・住宅用火災警報器の取り付け支援
- ・住宅用火災警報器出前講座の実施



※お近くの消防署所に開設しておりますのでお気軽にご相談ください！

NET119緊急通報システムが始まりました！！

聴覚や発話に障がいのある方へ 119

福島市消防本部ではNET119緊急通報システムを2019年4月1日よりスタートしました。

このシステムは、聴覚や発話に障がいのある方のための「事前登録制」のサービスで、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

利用のための「登録」については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先：福島市消防本部 通信指令課 TEL 024-534-0119 FAX 024-534-0310

[メール sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp)



【消防情報テレホンサービス】

■固定電話・携帯電話専用案内「0180-992-919」

■PHS・IP 電話専用案内「024-533-0119」

ふくしま ⇒
 ケイタイウェブ ⇒
 QRコード ⇒

